

法学部設置科目秋学期未済試験について

「教場試験」において、試験を受験できなかった者のうち、やむを得ない理由があると学部が認めた者について、改めて実施する試験です。証明書類の提出[下記(4)参照]を行い、申請が受理された対象者に対して未済試験を実施します。

(1) 手続期間 ※期間外の受付は一切行いません。

[日程] 2024年1月22日(月) 8:50 ~ 1月29日(月) 17:00(※)

[場所] 申請フォームにて申請

<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=554033534>

※「基礎会計学(金)」のみ1月31日(水) 17:00まで受付いたします。**1月29日(月) 17:00以降**当該科目の未済試験を申請する場合は、**その旨及び証明書類を直接law-students@list.waseda.jp**までお送りください。

申請が受理されましたら事務所よりメールにてご連絡いたしますので、Wasedaメールを確認するようにしてください。**申請受理のメールが届いている方のみ**、以下のとおり支払いを行ってください。

[申請料] 1科目につき¥1,000(10科目以上は一律¥10,000)

(大学が発表している試験時間割の重複による申請は、申請料は発生しません)

[支払方法①]

2月2日(金)までに

事務所開室時間内に事務所カウンターで支払い(事務所開室時間:平日のみ10:00~16:00)

(2月4日(日)以降は入試に伴う入構禁止期間となります)

[支払方法②]

2月9日(金)までに

②受験料分の定額小為替を法学部事務所へ郵送(必着)

本人確認のため、学生証のコピーを同封のうえ送付してください。

送付先: 〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学法学部事務所 試験担当 宛

(2) 試験日程

時間割発表: 2024年3月1日(金)

試験期間: 2024年3月5日(火)~6日(水) ※予備日: 3月7日(木)

成績発表: 2024年3月15日(金) 予定 ※未済試験受験者の成績発表日

(3) 未済試験実施対象科目

「法学部教場試験」および「合併科目(政経・商)」として時間割発表を行った科目

(4) 証明書類等について

①「病気」が理由の場合

試験日時に受験できないことを証明する『(医師作成の)診断書』

診断書がない場合や診断書の内容が通院・加療の証明だけの場合は未済試験申請を受理しません。

病名、症状、罹患期間、受験できなかった理由が確認できる診断書でなければなりません。

例) 急性上気道炎にともなう高熱のため●月●日~●月●日まで自宅療養を要する

②交通機関遅延の場合

遅延日・時間が明記された『遅延証明書』

遅延日・時間が不明瞭な場合等は、未済試験申請を受理しません。

③「その他やむを得ない事由」による場合

試験日時に受験できないことを証明できる『公的な証明書』

『公的な証明書』がない場合や、証明書の文面から当該試験を受けることが不可能だったと学部が判断できない場合は、未済試験申請を受理しません。

※インターンシップ・（長期）就業体験参加は未済試験受験理由には該当しません。

(5) その他の注意事項

- ※ 1) 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等の感染症に罹患したために教場試験の受験ができなかった場合は、未済試験の申請対象となります。未済試験の申請とは別に、学校感染症報告申請が必要となります。
<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=487729293>
- ※ 2) 締切日までに申請料の支払いがない場合は、未済試験の受験を無効とし、成績評価も不合格となります。
- ※ 3) 他箇所設置科目の未済試験は、科目設置箇所の制度に従い、科目設置箇所で行うこと。箇所によっては未済試験の有無や日程、条件等が異なるため注意してください。
- ※ 4) 未済試験を欠席した場合、いかなる理由があってもそれに代わる試験は行いません。

以上

2024年1月 法学部